

「介護保険高額介護サービス費資金貸付制度」について

介護サービスまたは介護予防サービスを利用する際の利用料が自己負担上限額を超えたため、利用料の支払いが困難な方に対し、必要な資金を貸し付ける事業です。
貸付を希望される方は、ちゃーがんじゅう課までお問い合わせください。

【貸付の対象】

介護サービス費または介護予防サービス費の利用料が自己負担上限額を超え、高額介護（予防）サービス費の支給対象となる上限額を超える分。

【利用の流れ】

- ① 申請者はサービス事業者が発行する請求書等、介護保険被保険者証をちゃーがんじゅう課の窓口へ持参してください。窓口にて高額介護（予防）サービス費貸付申請書を発行します。
- ② 申請者はサービス事業所へ高額介護（予防）サービス費貸付申請書を提出し、サービス事象者記載欄を記載してもらいます。利用者の介護サービス費の自己負担限度額分をサービス事業者へお支払いください。
- ③ 申請者は②で記載された高額介護（予防）サービス費貸付申請書、サービス事業者が発行したサービス利用料の自己負担額領収書、介護保険被保険者証をちゃーがんじゅう課の窓口へ持参し申請してください。
- ④ 市が利用者に代わりサービス事象者へ高額介護（予防）サービス費分を支払います。
- ⑤ 市が高額介護（予防）サービス費の支給決定を行う際に、貸し付けた分と相殺して償還します。

問い合わせ先

那覇市 ちゃーがんじゅう課

給付グループ（30番窓口）

電話 098-862-9010(内線 2418)

FAX 098-862-9648